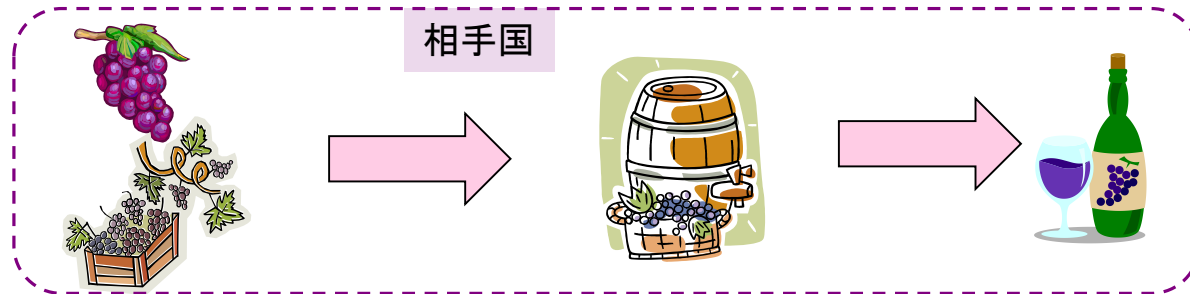


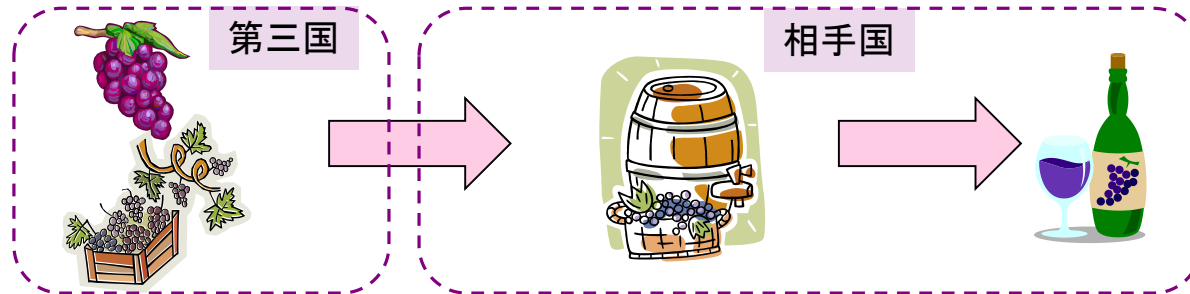
2. 原産地基準（原産品とは）

EPA特恵税率を適用する原産品とは

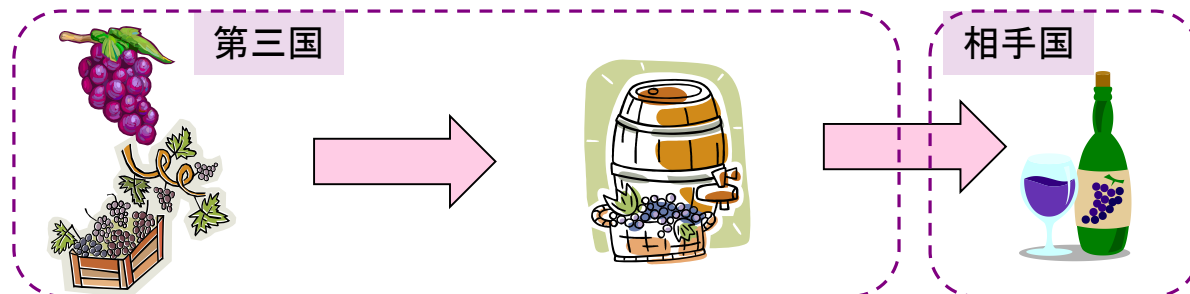
(**原産地基準**の必要性)



相手国から輸入されたワインといっても、必ずしも一つの国で完結するわけではない。



EPAによる特恵税率の対象となる相手国のワインとは何か(**原産地規則**)決めておく必要がある。



ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

原産地規則を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

原産地基準を満たしていること

(＝生産された貨物が「**原産品**」であると認められること)

【日タイEPA第28条 原産品】

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の**原産品**とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

- (b) **当該締約国の原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

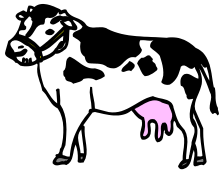
- (c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

⇒ (a)～(c)のいずれかであれば、特惠待遇を要求できる。

(a) 完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、
タイにおいて生まれ、かつ、
成育されたもの
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わな
かけ、漁ろう、採集又は捕獲
により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている
動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、
採取され、又は採集される
植物及び植物性生産品
(切り花等)



(e) タイにおいて抽出され、
又は得られる鉱物その他の
天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)によ
り、タイ及び日本の領海外の
海から得られる水産物その他
の産品
(公海で捕獲した魚等)

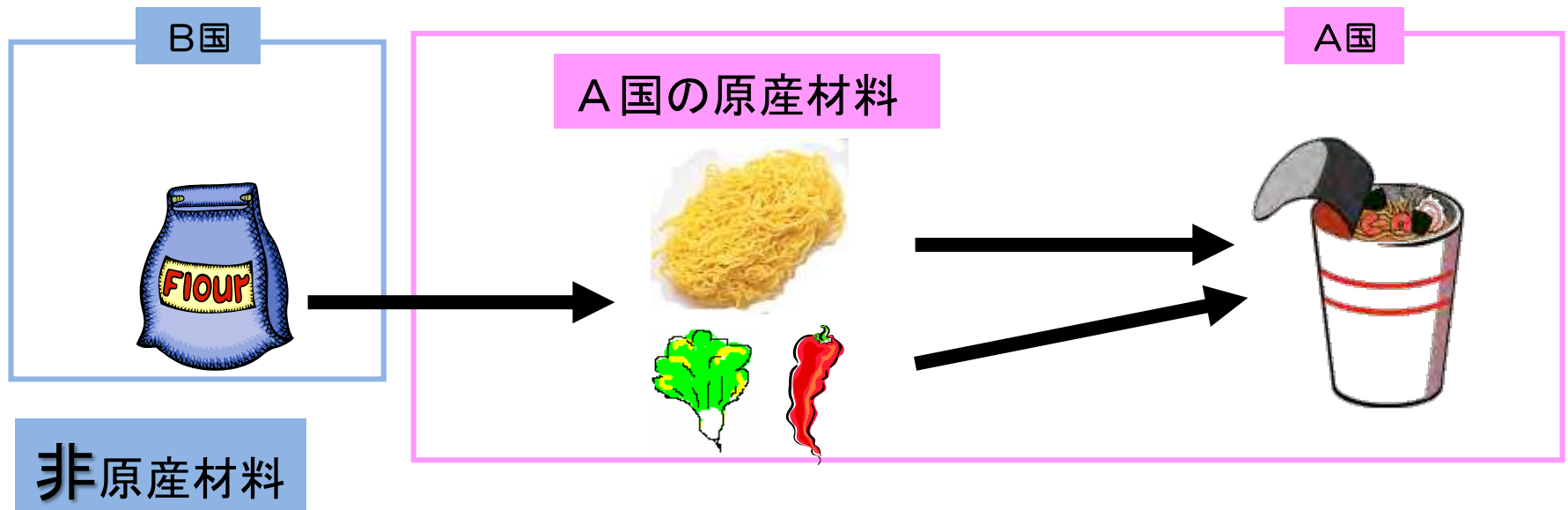
(g)～(k) 略



(l) タイにおいて(a)から(k)
までに規定する産品のみから
得られ、又は生産される産品
(a)に該当する牛を屠殺し
て得られた牛肉等)

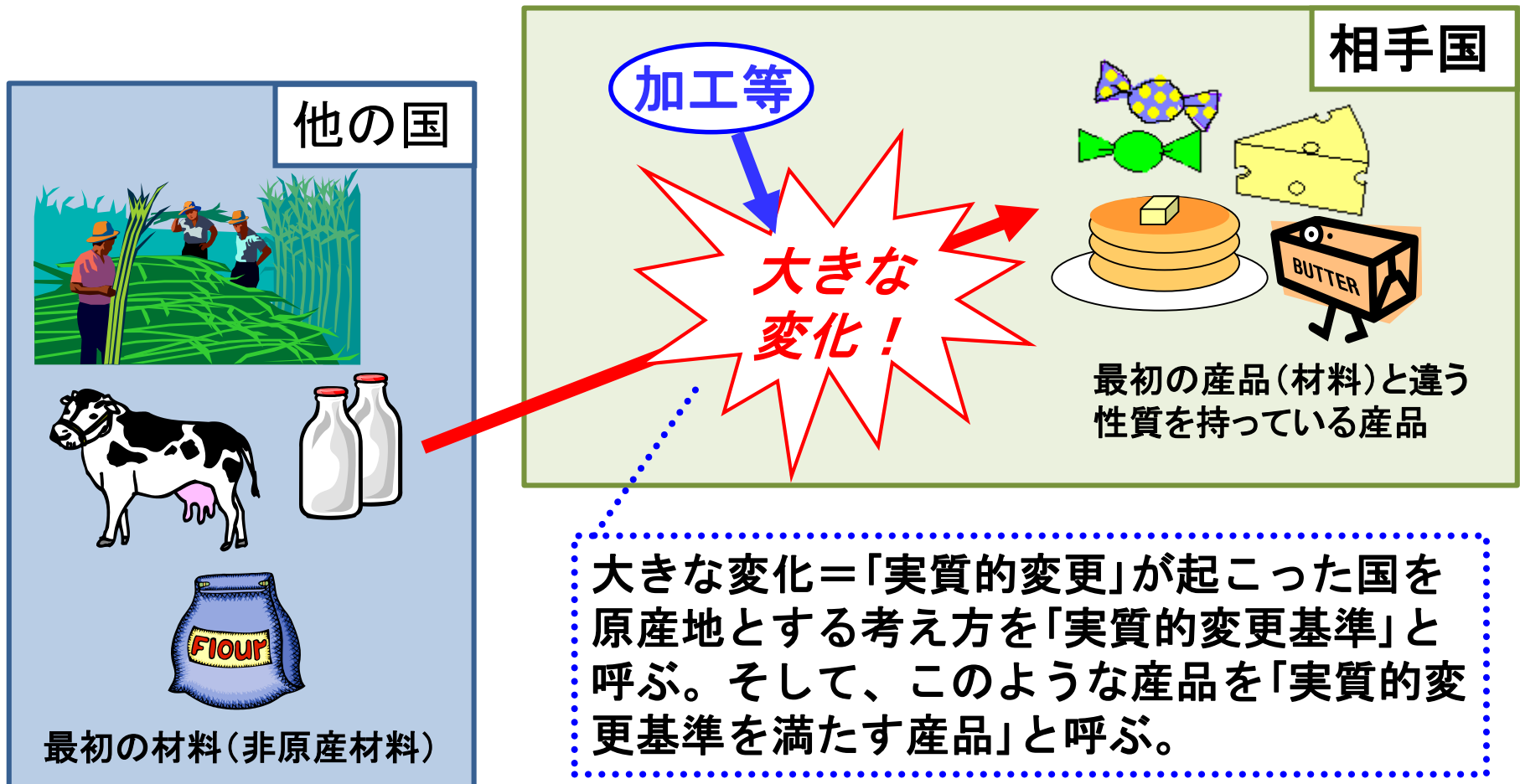
(b) 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて**原産材料**であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、**原産材料**の材料に他の国の材料(**非原産材料**)を使用しているもの



(c) 実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用した産品で、その非原産材料全てに対し、「大きな変化(=実質的変更)」を伴う加工が行われて製造された産品。



【原産品としての3つのカテゴリーの違い】

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

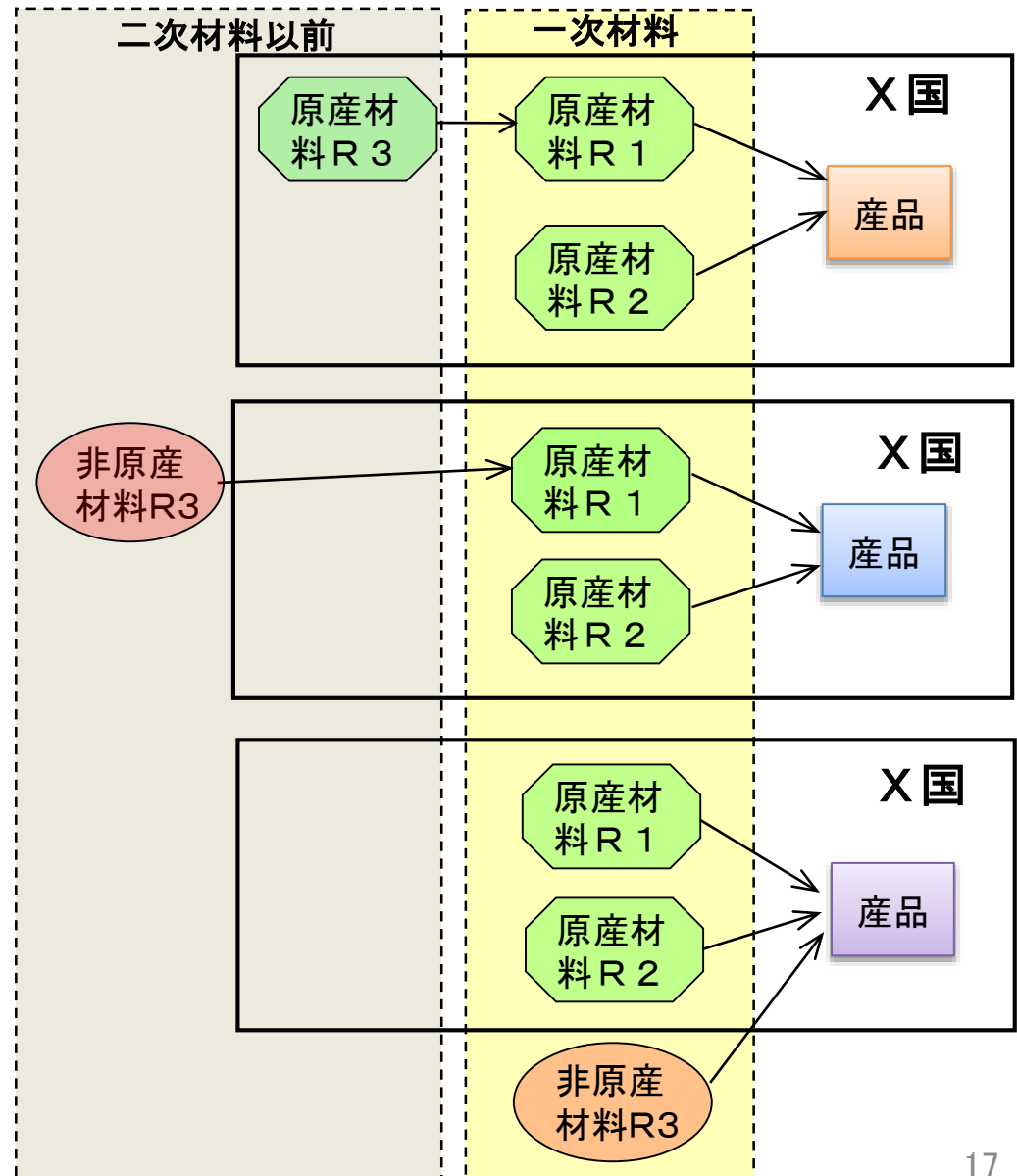
(b) 原産材料のみから 生産される産品

一次材料は全て原産材料だが、
二次、三次材料…と遡っていく
とどこかで非原産材料が出てくる

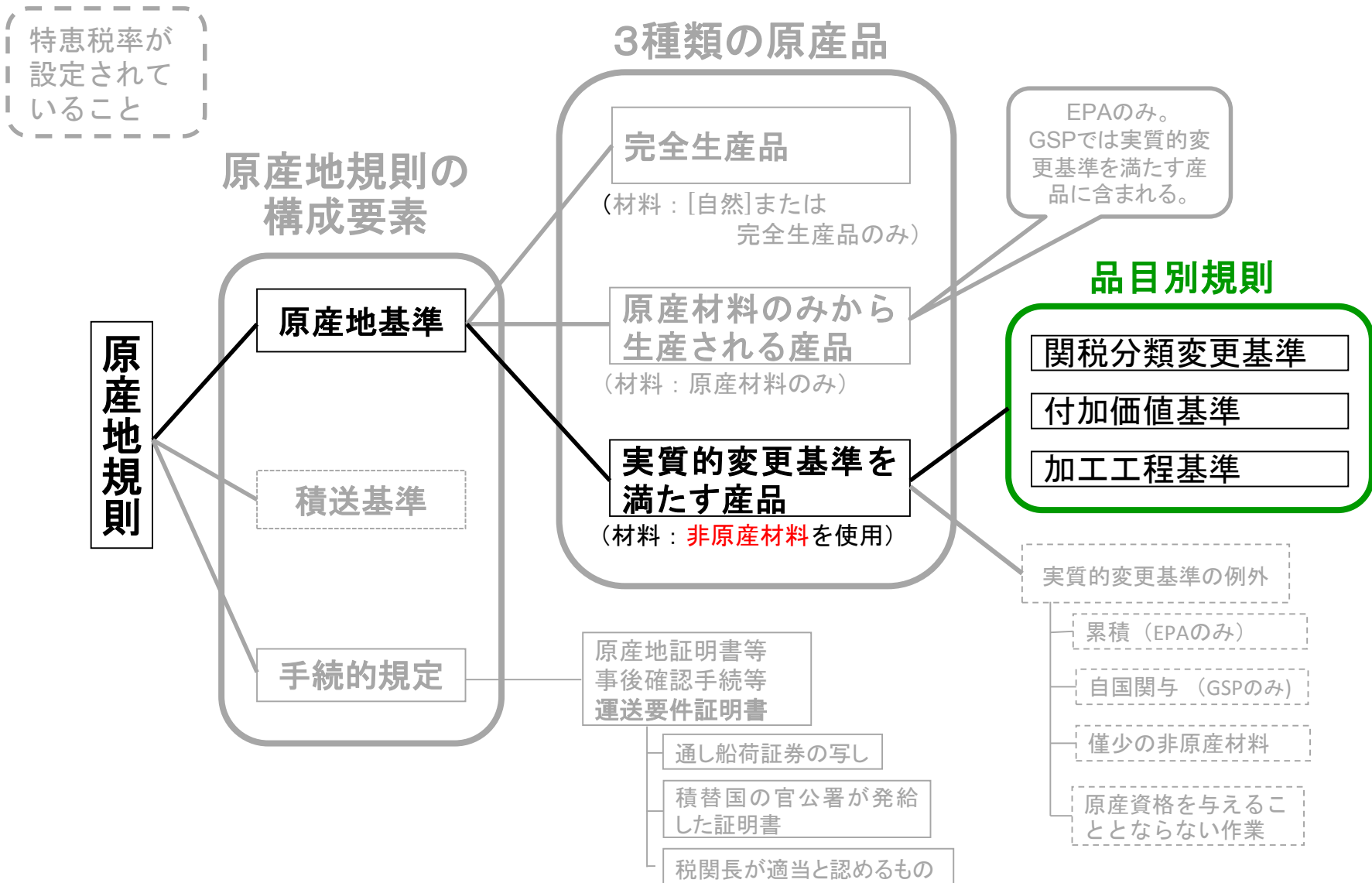
(c) 実質的変更基準を 満たす産品

一次材料のうち少なくとも
1つは非原産材料

※一次材料…産品に直接使用される材料
二次材料…一次材料の材料



原産地規則の構成要素の内容



実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」＝「実質的変更」には、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

HS番号の変化に着目！

(2) 付加価値基準

付加価値の増加に着目！

(3) 加工工程基準

加工工程に着目！

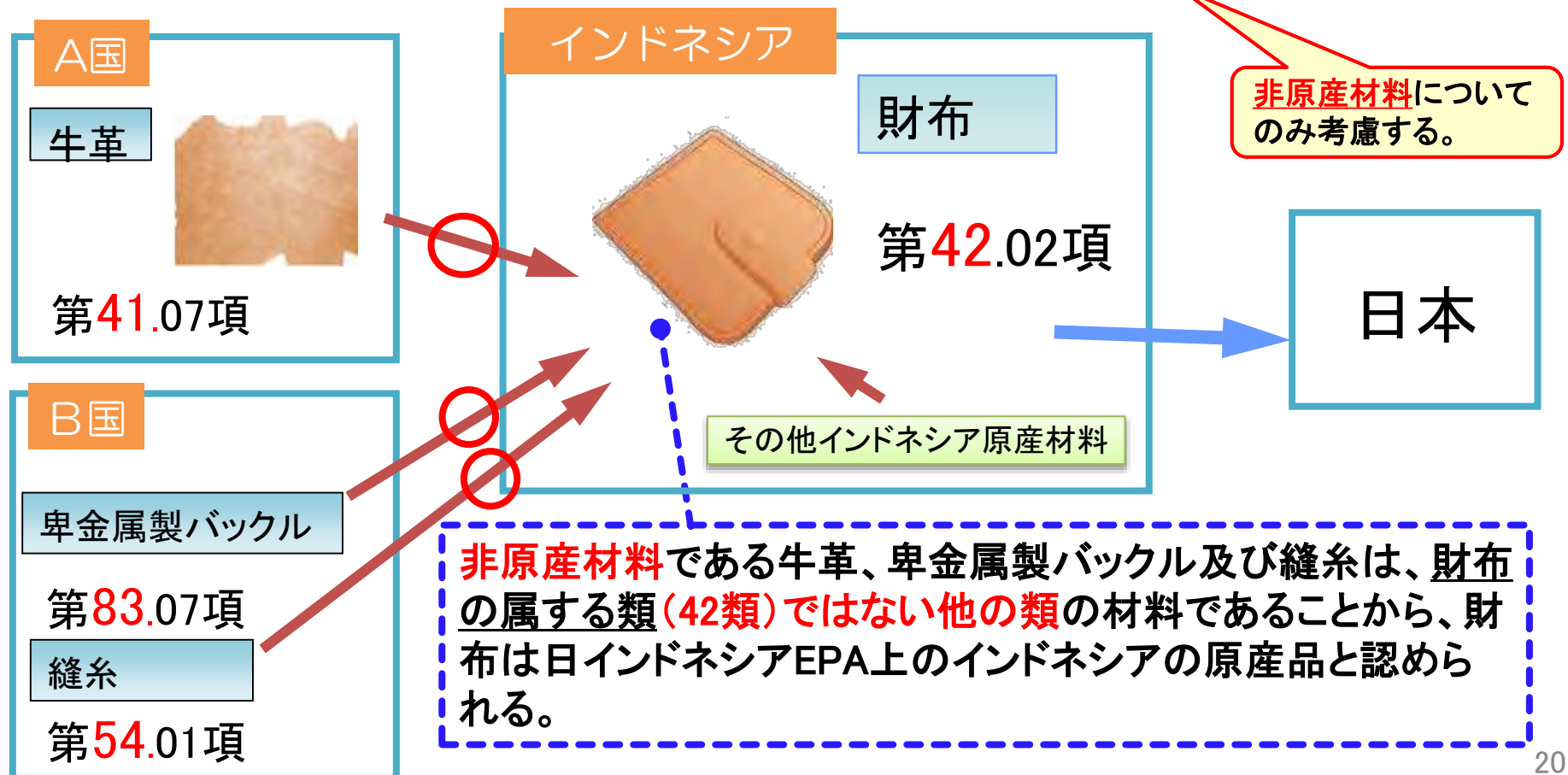
EPAごと、HS番号ごとに定められている

いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

(1) 関税分類変更基準

全ての非原産材料と製造された産品の間で、**HS番号**が一定以上変わっていれば大きな変化があったとする基準。

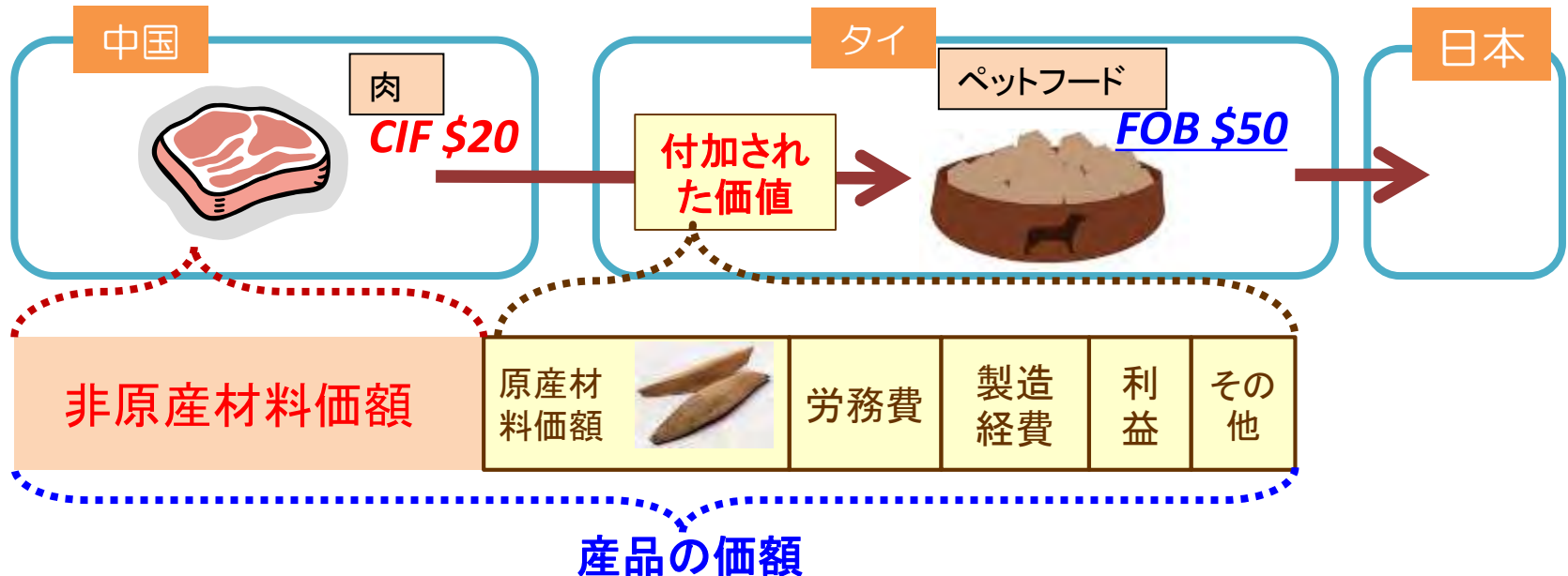
日インドネシアEPA 第4202項 品目別規則: 第42.02項への**他の類**の材料からの変更



(2) 付加価値基準

その国で付加された価値の割合（原産資格割合）が一定以上であれば
大きな変化があったとする基準。

日タイEPA 第23.09項 品目別規則：原産資格割合が**40%以上**であること。（第23.09項の
産品への関税分類の変更を必要としない。）。



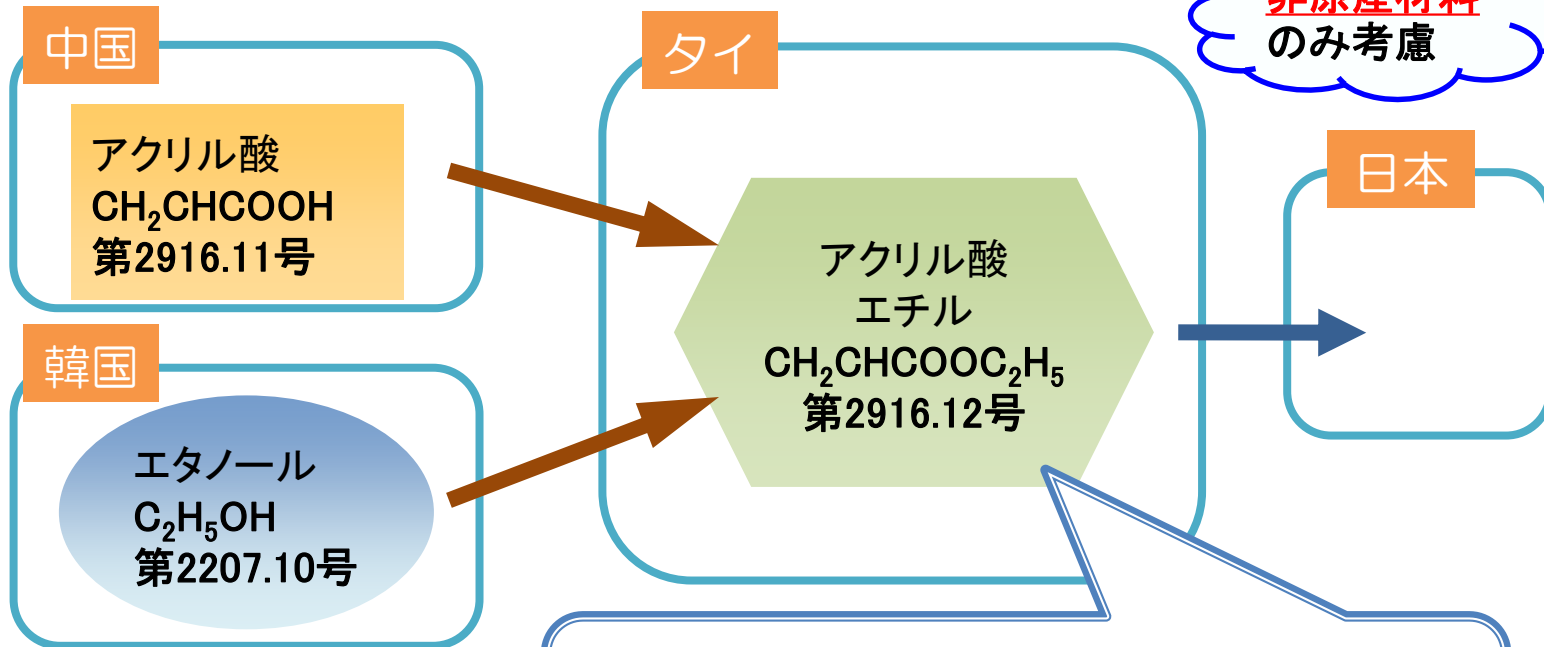
$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額 (FOB \$50)} - \text{非原産材料価額 (CIF \$20)}}{\text{製品の価額 (FOB \$50)}} = 60\%$$

ペットフードは日タイEPA上の**タイの原産品**と認められる。

(3) 加工工程基準

非原産材料に「**ある特定の加工・作業**」が行われた場合、大きな変化があったとする基準。

日タイEPA 第2916.12号品目別規則：使用される非原産材料について（中略）**化学反応**、（抜粋）**精製、異性体分離**の各工程若しくは生物学的工程を経ること（後略）。



→化学式が変化している。→化学反応が生じている。
→アクリル酸エチルは**日タイEPA上のタイの原産品と認められる。**

品目別規則の読み方

3916～3926に分類される貨物の
品目別規則は・・

①項の変更

→**関税分類変更基準**

②原産資格割合40%以上

→**付加価値基準**

③化学反応、精製、異性体分離
等

→**加工工程基準**

の3つの基準で構成されている
が、各基準が「**又は**」で繋がれて
いることから①、②、③の**いづれ
か**を満たせばよい。

輸入する產品
のHS番号

三九・一六・三九・二六

【日タイEPA品目別規則】

① 第三九・一六項から第三九・二六項までの各
項の產品への当該各項以外の項の材料からの変
更、

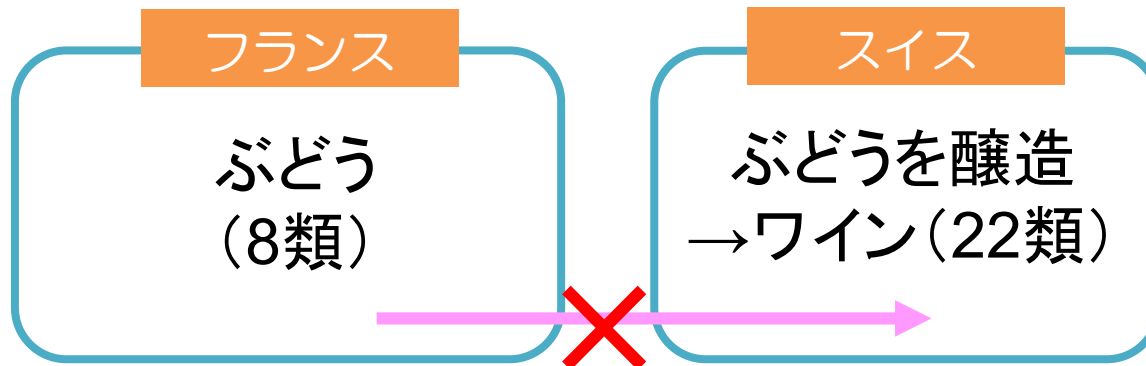
② 原産資格割合が四十パーセント以上であるこ
と(第三九・一六項から第三九・二六項までの
各項の產品への関税分類の変更を必要としな
い。)**又は**、

③ 使用される非原産材料についていずれかの締
約国において化学反応、精製、異性体分離の各
工程若しくは生物工学的工程を経ること(第
三九・一六項から第三九・二六項までの各項の
產品への関税分類の変更を必要としない。)

使用されている非原産
材料が満たすべき条件

品目別規則の読み方

(スイスからのワインの場合)



ぶどうをフランスから調達し、スイスで醸造しても、日スイスEPAの品目別規則を満たさない

輸入する製品のHS番号

二二・〇四
二二・〇六

CC(第八類又は第二〇類からの変更を除く。)

CCとは、各類、項、号の製品への他の類の材料からの変更を示す。

使用されている非原産材料が満たすべき条件

【日スイスEPA品目別規則】

品目別規則の読み方

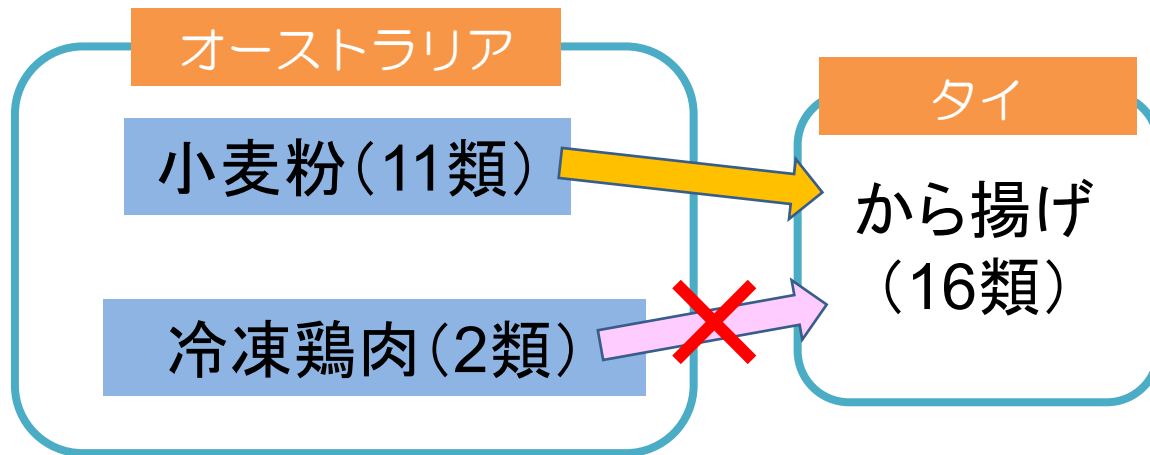
【日タイEPA品目別規則】

一六・〇一・一六・〇二

第一六・〇一項又は第一六・〇二

項への他の類の材料からの変更（第二類又は第二類からの変更を除く。）

（タイからのから揚げの場合）



輸入する製品のHS番号

オーストラリアから調達した冷凍鶏肉をタイでから揚げにした場合、日タイEPAの品目別規則を満たさない

使用されている非原産材料が満たすべき条件

一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般 ルール	他の項の 材料から の変更	他の項の 材料からの 変更 <u>又は</u> 付加価値 40%以上	他の <u>号</u> の 材料からの 変更 <u>及び</u> 付加価値 <u>35%</u> 以上	全ての産品に ついて品目別 規則が規定さ れているため 一般ルールは 存在しない

税関ホームページの原産地規則ポータルで 経済連携協定の品目別規則が検索できます!



6桁のHSコードを入力いただくだけで、各経済連携協定の品目別規則を確認できます。また、品目毎・協定毎の一覧表からご確認いただくことも可能です。輸入貨物の原産性の確認や原産品申告書の作成の際にご活用ください。

ご利用方法1: 経済連携協定と品目を指定して検索する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則の検索」をクリック



2 検索する経済連携協定を選択
同一枠内の経済連携協定であれば、複数選択が可能です。

3 検索する品目のHSコードを入力
6桁のHSコードを入力します。

4 「検索」をクリック
検索条件を変更する場合には「リセット」をクリックします。



5 選択した品目と品目別規則が日本語/英語で表示されます

「注」の欄には関係する注釈(即注・類注等)が表示されます。品目別規則とあわせてご確認ください。

「再検索」ボタンをクリックすると、検索画面に戻ります。

ご利用方法2: 経済連携協定または品目を指定して一貫する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則一覧表」をクリック



2 検索する経済連携協定が含まれるカテゴリーをクリック

各協定の品目別規則の注釈、部注・類注、付表等は、「注釈」をクリックしてご確認ください。



3 検索する経済連携協定または品目のいずれかををクリック

協定名を選択した場合には、選択した協定の1～97稿の規則が一覧できます。

品名を選択した場合には、選択した数の複数の経済連携協定の規則が一覧できます。(ただし、同じバージョンの場合に限ります。)



4 検索結果が日本語／英語で表示されます

品名により検索する場合には、ブラウザの検索機能をご利用ください。

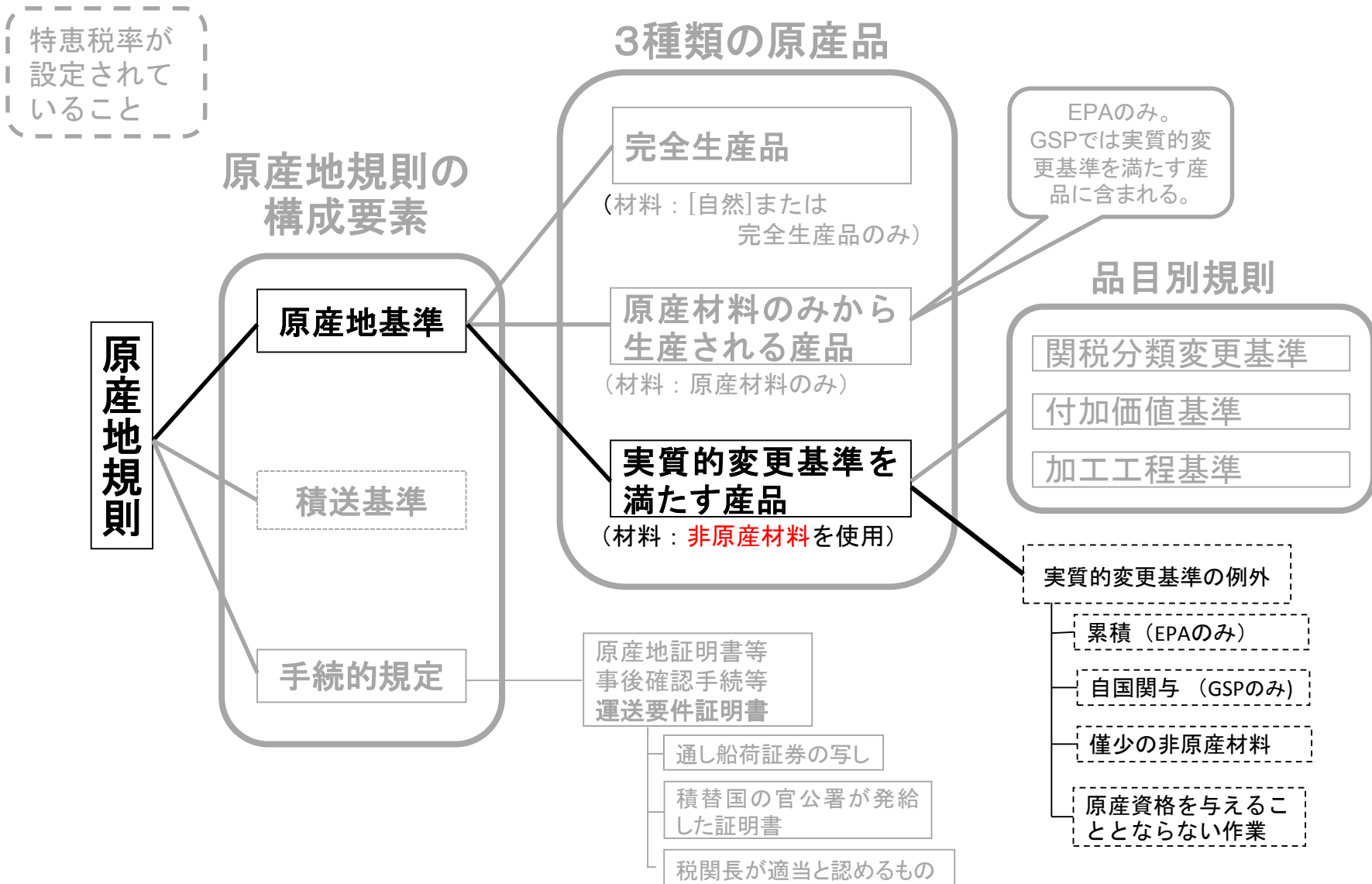
原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査室までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則に関する各種資料は「原産地規則ポータル」へ

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

原産地規則の構成要素の内容



実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

- ① 累積(ACU: Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載

- ② 自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付

- ③ 僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)
【EPA, GSP】

原産地証明書にDMIの記載(EPAのみ)

- 除外的な規定

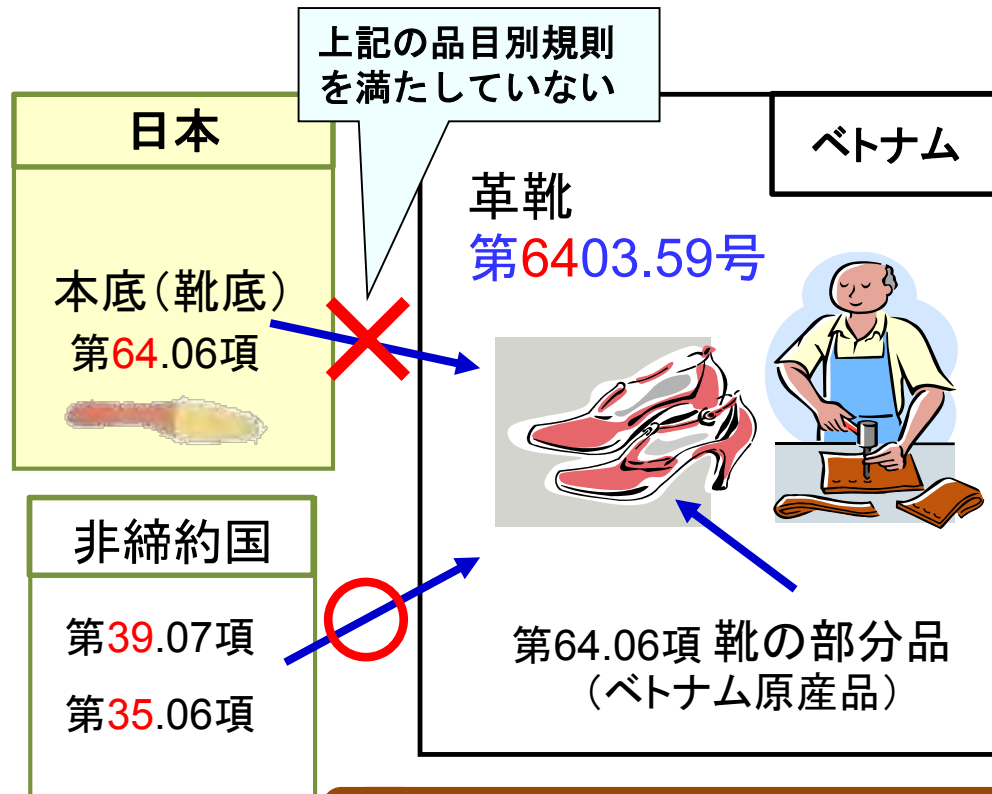
- ④ 原産資格を与えることとならない作業
【EPA, GSP】

①累積(EPA) ②自国関与(GSP)

EPA ◎締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

【日ベトナムEPAの例】

第6403.59号(革靴) 品目別規則: **CC(類変更)**



非原産材料の靴底が品目別規則を満たしていないことから、ベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

もし靴底が締約国(日本)の原産品ならば、累積の規定を適用して、革靴は日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認めることが可能となる。

※締約国から輸出しただけでは不可。締約国の原産品であることが必要。

原産地証明書に「ACU」の記載が必要

G
S
P

- ②自国関与
- ・日本から輸出された材料であれば適用可能
 - ・原産地証明書に**ANNEX**(原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書)の添付が必要
 - ・一部除外品目あり(革製の鞄類、革製の履物等)

③僅少の非原産材料

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

【日アセアンEPAの例】

第1803.10号(ココアペースト)品目別規則: **CC(類変更)**

ココア粉が、品目別規則を満たしていないことから、ココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

日アセアンEPAの場合、18類の産品については、規則を満たさない非原産材料のCIF価格が、産品のFOB価格の10%以下なら**僅少の規定が適用可能**。

各EPAごとに品目・割合等は異なる

ココア粉の価額はココアペーストの**価額の5%**。
僅少の規定の適用によりココアペーストは**日アセアンEPA上のマレーシア原産品**と認めることが可能となる。

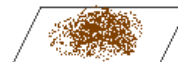
上記の品目別規則
を満たしていない

非締約国

第18類

ココア粉

¥5



非締約国

第4類

牛乳

¥2



マレーシア

第1803.10号

ココアペースト

¥100



カカオ豆



G・対象品目は**繊維製品50-63類**に分類されるもののみ

S・品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下であれば適用可能

P・DMIの記載は不要

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下		×			
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下（※1）	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下（※1）								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日チリ	×									製品のFOB価額の7%以下	2008.92：製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×			
日タイ	×									製品のFOB価額の7%以下						
日アセアン包括	×					製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10、1803.20、1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		×		
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×			0901.21、0901.22：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	×		製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10、1803.20、1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		×	
日インド	×					製品のFOB価額の7%以下	1604.20、1605.20、1605.90：×	製品のFOB価額の7%以下				2101.11、2101.20、2106.10、2106.90：×	2207.10、2207.20：×	製品のFOB価額の7%以下		
							その他：製品のFOB価額の7%以下					その他：製品のFOB価額の7%以下	その他：製品のFOB価額の7%以下			
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)				×	製品のFOB価額の10%以下(※2)								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※2：製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※3：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※4：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第25類	第26類- 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類	第35類	第36類- 第37類	第38類	第39類- 第45類	第46類	第47類- 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類- 第63類	第64類-第97類
日シンガポール	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の7%以下				産品のFOB価額の10%以下
日メキシコ	産品の取引価額の10%以下 (※1)		産品の取引価額の10%以下										関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				産品の取引価額の10%以下
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の7%以下				産品のFOB価額の10%以下
日チリ	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の7%以下				産品のFOB価額の10%以下
日タイ	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下
日アセアン包括	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下
日スイス	産品の工場渡し価額の10%以下(※6)											産品の重量の7%以下				産品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×		産品のFOB価額の10%以下										産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下
日インド	2501.00：産品のFOB価額の7%以下	×	産品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00：産品のFOB価額の7%以下	産品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20：産品のFOB価額の7%以下	産品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60：産品のFOB価額の7%以下	産品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19：×	産品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00：×	51.02, 51.03：×	52.01—52.03：×	53.01, 53.02：×	産品の重量の7%以下	産品のFOB価額の10%以下
	その他：×			2905.44：×		3502.11, 3502.19：×		その他：産品のFOB価額の10%以下		その他：産品のFOB価額の10%以下		その他：産品のFOB価額の10%以下	その他：産品のFOB価額の10%以下	その他：産品のFOB価額の10%以下			
日ペルー	産品のFOB価額の10%以下											産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	産品のFOB価額の10%以下											産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下	
日モンゴル	産品のFOB価額の10%以下											産品の重量の10%以下				産品のFOB価額の10%以下	

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※5：製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

累積又は僅少の非原産材料の規定を適用した際の
原産地証明書への記載

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. KAWASAN INDUSTRI MODERN CIKANDE JL. MODERN INDUSTRY X KAV.G2 SERANG, VIETNAM			Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-3-12, IRIFUNE MINATOKU NAGOYA-SHI, JAPAN			CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in <u>VIETNAM</u> (Country) See Notes Overleaf		
3. Means of transport and route (as far as known) By sea from HAIPHONG, VIETNAM Shipment date September 24, 2010 Vessel's name/Aircraft etc. ZEIKANMARU Port of discharge NAGOYA, JAPAN			4. For Official Use ☐ Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement ☐ Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party	10. Number and date of Invoices
1.	NO MARK 600CTNS	FOOTWEAR HS CODE : 6403.59	CTC "ACU" "DMI"	GROSS WEIGHT: 4,700KGM	ZP001 September 15,2010
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in VIETNAM (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to JAPAN (Importing Country) HAI PHONG 16. Sep. 2010 Place and date, name, signature and company of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録 印影 登録署名 HAI PHONG 16. Sep. 2010 Place and date, signature and stamp of certifying authority		
13. ☐ Third Country Invoicing ☐ Back-to-Back CO ☐ Issued Retroactively					

ベトナム発給の
日アセアンEPA
原産地証明書

特惠符号(ここでは関
税分類変更基準CTC
= change of tariff
classification)にACU
やDMIを併記する。

ACU、DMIを適用して、
第6403.59号の
品目別規則を満たし
たことを示す。

参考

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P
原産材料からなる産品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—
	代替性のある産品及び材料		—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

④原産資格を与えることとならない作業

特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準、または、加工工程基準を満たすものとは**しない**規定

日アセアンEPA第30条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ

